

1 事前の危機管理

(1)安全点検

①目的

- ・学校管理下、安全教育（交通・生活・防災）の安全の確保のために、校内の施設設備や通学路、地域施設等の状況を確認する。

②危険・点検箇所の抽出

- ・職員、生徒、保護者、地域からの提供
安全点検（月 1 回）、日常の観察（掃除等を含む）、週 1 回の主任者会での情報交換、早期対応、ヒヤリハット、口頭・電話等による情報提供、地区からの話題、ふれ合いパトロール隊の情報など

③危険・点検箇所の分析と管理

- ・発見された危険箇所に関しては、以下の視点で、複数の目で分析する。
 - ①どのような事故が起こるのか
 - ②どの状況（時間や条件、生徒の行動など）で起きるか
 - ③予防や周知などの対策、など
- ・危険箇所の管理は、上記③の対策をもとに教頭に報告・相談し、以下のようにする。
 - ①修繕等が必要なものはすぐに修繕（改善）（業務員、教頭、教育委員会）
 - ②立ち入り禁止や校内放送等を活用した周知などの応急的な対策
 - ③おたよりやメールでの周知徹底
 - ④避難訓練や点検などを通して、事前の対策
 - ⑤警察への連絡や保護者への啓蒙

④安全点検等の実際

- ・職員による日常的な点検
週 1 回の主任者会で危険箇所の情報共有をし、早期対応を検討する。
- ・安全点検（月 1 回）
職員で分担し、別に定めた点検項目を基に校内の全ての部屋や施設を点検する。
点検後は、速やかに結果を安全担当に報告し集約する。
安全担当は、修繕や改善の必要なものは、教頭に報告し対策をとる。
- ・地区内の巡視（年間）
場合によって、下校時などに地区内を巡視し、登下校時の安全管理、不審者対応、通学路の危険箇所の点検を行い、教頭は報告を受け対策をとる。
- ・電話での情報提供、外部機関等からの情報提供を可能な限り集め、緊急対応が必要か判断する。
- ・現場の状況を可能な限り確認するため、現地に 2 人以上で向かい確認する。結果については、教頭に報告する。（必要ならば写真なども撮る。）
- ・対策等を検討し、実施する。内容によっては、外部機関や近隣の学校等にも伝える。

(2)各種教室及び訓練

①目的

- ・普段の生活及び災害時の生徒の安全確保のため、生徒及び教師の動きの確認や点検をする。

②各種教室・訓練の種類

- ・地震津波・その他の自然災害等の対応防災訓練
(4・5月 生徒・教師対象)
- ・エピペン使用訓練 (4月 教師対象)
- ・不審者対応訓練 (11月 生徒・教師対象)
- ・引き渡し訓練【暴風雨等】
(6月 生徒・保護者・教師対象)
- ・AED訓練 (7月 2学年生徒及び教師対象)
- ・火災対応避難訓練 (11月 生徒・教師対象)
- ・Jアラート対応避難訓練 (11月 生徒・教師対象)

③各種教室・訓練の実際

- ・地震津波・その他の自然災害等の対応防災訓練
安全担当主幹の企画により、全校生徒・職員で行う。
生徒の地震の際の避難行動、教師の指示・誘導等の確認と検証を行い、改善をする。
事前・事後の指導を通して、自助・共助の力を高める。
防災副読本なども活用し、危機に関する情報を得ながら知識を深める。
- ・エピペン使用訓練
養護教諭指導のもと、アレルギー症状を持つ生徒の把握とアナフィラキシーに対する理解を深める。
エピペンの使用方法など、対処方法を確認する。
- ・不審者対応訓練
校内に不審者が入ったことを想定し、不審者対応に教職員があたり、生徒は避難経路を確認し、それぞれの避難場所に避難する。
警察等の指導・助言を得る。(努力事項)
- ・引き渡し訓練
暴風・竜巻等の際の引き渡しを想定する。事前に保護者にも通知しておき、迎えに来てもらう。引き渡しカードの内容確認やメール配信の確認も行う。
- ・AED訓練
消防署員を招き、職員対応のAED操作及び救急救命の仕方を学ぶ。
- ・火災対応訓練
主な内容は、地震と同じ。消防署とも連絡を取り、訓練に関する指導・助言を得る。

(3) 安全教育

① 目的

- ・ 安全教育（防災・生活・交通）の3領域にわたり、生徒が現在及び将来にわたって生かされる態度やその知識の習得にあたる。

② 育成するの能力・内容・態度

- ・ 事故・災害等危険予測、危機回避能力の育成
- ・ 事故・災害等発生メカニズム及び事故発生の防止、減災に関する内容
- ・ 自助・共助・公助の考え方、共助の姿勢・態度

③ 方法

- ・ 各教科及び特別活動、放課後の時間、総合的な学習の時間において、年間計画を作成し行う。
- ・ 各教室や訓練の対応から事前・事後の指導で行う。
- ・ 学校だよりなどの配付物で行う。

④ 安全教育の実践

- ・ 安全教育の年間指導計画を作成し、各教科等、学校教育全体で行う。
職員の共通理解を進め指導するため、職員会議等で周知を図る。
- ・ 各種災害訓練や不審者対応訓練においては、迅速な避難行動を得る。
※訓練において得られる情報は、随時検証し、防災マニュアルなどの改善に活用する。
- ・ 交通安全教室においては、関係機関などの外部の人材を活用し、専門性の高い学習を行う。
- ・ 学校安全だよりを定期的に発行し、本校の取組や保護・地域の協力を呼びかける。

(4) 安全管理の領域及び教職員の確認事項

安全管理の領域	教職員の確認事項
地震・津波	避難場所の表示、防災備蓄品の管理、メール発信の確認
火災	火災報知器の点検と使用法の周知
暴風雨・竜巻	引き渡しの保護者地域への周知、メール配信の確認 引き渡し対応のマニュアルの整備、早めの予測
雷	早めの予測、集団下校・引き渡しの対応確認
Jアラート	避難場所の確認、防火扉の点検、引き渡しの対応確認
交通事故	交通教室の開催、危険箇所の確認
不審者対応	隠語の共通理解、教職員の対応（刺股等）の確認
プール事故	AEDの保管場所、使い方の確認、応急処置の仕方
食物アレルギー	エピペン使用の有無の確認 AEDの保管場所、使い方の確認

伝染病・中毒	医療先の確認、メール発信の確認
頭頸部・熱中症	WBGTの指数の確認、医療先の確認 AEDの保管場所、使い方の確認
校外での事故	事前打合せの確認（引率者の役割等）
テロ・犯罪	情報の収集、引き渡しの対応確認
教職員の事故	報告（校長・教頭） 安全対応優先（警察等）
傷害事件	AEDの保管場所、使い方の確認、応急処置の仕方 医療先の確認、警察、マスコミ対応
いじめ対応	未然防止策、アンケート、いじめ対策委員会の設置（ケース会議） 専門機関との連携

(5)職員研修

①目的

- ・職員が、普段及び災害等に備え、施設の安全管理や安全教育に対する理解を深め、生徒への指導や対応力の向上に努める。

②外部の機関等を活用した研修

- ・総合教育センターや教育事務所主催の研修会に参加し、危機管理や安全教育に関する研修を通して資質を高める。

③校内での研修

- ・職員会議や各種講習会の伝達講習を生かし、研修を深める。
- ・各種の訓練の反省や職員間の情報交換を通じて、危機管理や安全教育に関する研修を通して資質を高める。

(6)その他

①PTA との連携

安全部などを通して、地区内の危険箇所等に関する情報を収集し、本部役員などと連携し、随時その対応にあたる。（安全3領域について）

②地域や関係機関との連携

防災課、消防署、警察署、学校評議員の方々の協力をいただき連携を深める。

③組織対応

本内容については、校内の体制を整備するとともに上記①～②の連携及び市内各学校との情報交換と連携をし、突発した事態に最適に対応できる体制、生徒の能力の育成を図る。

2 事後の危機管理

(1) 心のケア

① さまざまな災害、事故、事件の心の傷

- ・孤立や親族の死、大事なものを失った喪失感などにより、精神的に不安定な状態に陥ったり、おう吐などの身体症状を引き起こすことがある。これは生徒に限ったことでなく、誰もが起こりうる可能性を持つ。

※急性ストレス障害（ASD）と心的外傷後ストレス症候群（PTSD）

ストレスから来る様々な疾患や症状のこと。

再体験症状、陰性気分、解離症状、回避症状、過覚醒症状 などがある。時に自傷行為や自死を考えることもあるため、最悪を想定した対応が必要である。

また、症状が長く（何年もの間）続いたり、数年後に現れたりすることがある。

② 対応

・日常レベル

普段の様子把握、異変の察知と共有、正しい知識の啓蒙

・心のケアレベル

本人の心の居場所をつくったり、家庭への情報提供と連携などを行う。教育相談やSCの活用も効果が高い。

※家庭への情報提供は慎重に行う。また、家族のケアが必要な場合もある。

・治療（キュア）レベル

関係者の見取りを踏まえ、協議して、「医療による専門的治療が必要」と考えた場合にすすめる。本人や家族の抵抗があることも予想されるので、慎重に行う。

③ 体制

・組織的な対応

学年間の情報共有、養護教諭、いじめ対策・不登校支援担当、生徒指導主事、SCと教育相談するなどの連携が必要である。また、管理職への報告・相談も行い、指示を受ける。

・外部機関

学校医、子ども福祉課、児童相談所などの機関がある。

(2) 保護者、外部機関等との対応

① 保護者への対応

- ・さまざまな災害、事故、事件後に保護者への説明が必要である。

【個別】さまざまな災害、事故、事件の状況、本人の所在、今後の対応などを丁寧に説明する。

【全体】さまざまな災害、事故、事件後に、保護者向けの説明会を開く。校長の指示のもと、説明、謝罪などの目的をしっかりとすること、説明者を複数にして役割分担をすること、対象を保護者にしぼることなど、事前の打ち合わせをしっかりと行う。

② 外部機関の対応

- ・さまざまな災害、事故、事件後に各種機関と連携した対応が必要である。警察、消防署、市教育委員会、などへの相談と報告をしっかりと行う。

3 様々な危機管理マニュアル

地震・津波発生時の対応

引き渡し発生時の対応（暴風雨・竜巻）

風水害（暴風雨・洪水等）発生時の対応

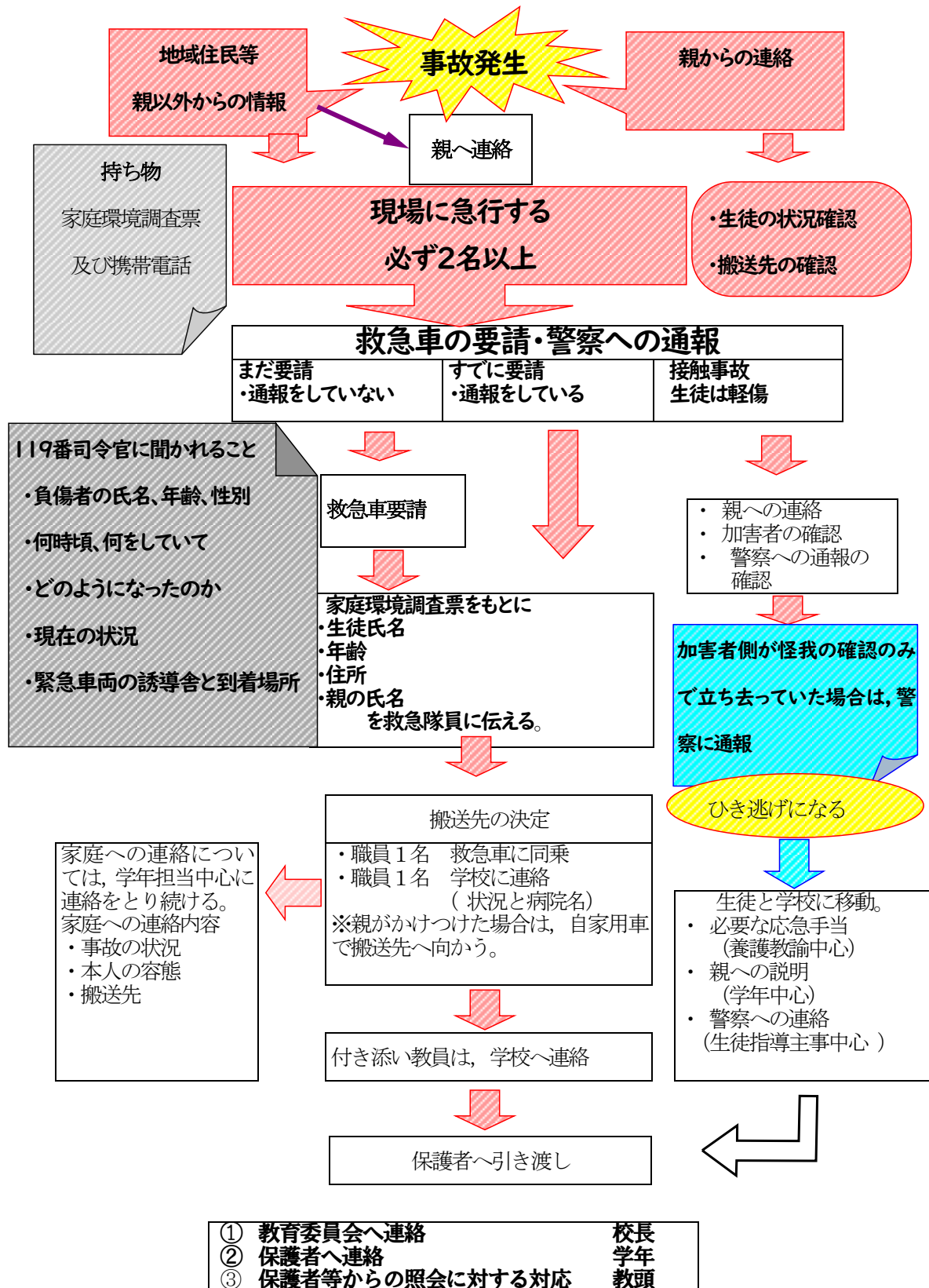
地震・火災発生時の対応

Jアラート発生時の対応

地震（校外学習・宿泊）発生時の対応

危機管理マニュアル（防災）で確認！

交通事故発生時の対応



交通事故発生時

生徒の安全を最優先

現場に2名以上で向かう

- ・親に連絡 学年担当中心
- ・2名はその場で即決定



救急車の要請及び警察への通報
教育委員会への第1報

- 1人 救急車に同乗する覚悟で向かう
 - 1人 学校との連絡及び警察との連携
- ・警察はすでに呼ばれている場合あり。



現場に向かった職員は
救急隊員に、生徒の情報を知らせる

- 1人 救急車に同乗
- 1人 生徒情報提供及び搬送先確認
警察との連携



搬送先の確認をしたらすぐに学校へ連絡
救急車同乗1名

- 教頭及び主幹の仕事
- ・搬送先の確認
 - ・救急車同乗教諭との連絡



保護者へ引き渡し



教育委員会への連絡
保護者等からの照会に対応

- ・委員会へは校長
- ・保護者等からの照会については教頭

不審者乱入時の対応

※別紙に対応の仕方掲載

あいさつ、用件を聞くなど、声をかける

不審者あり

現場に駆けつける
(周辺生徒への指示)
相手の状態を観察

隠語で他の教員に連絡
「玉浦さんが
来校しました」
放送 or 伝令

クレーム等

相手の話と同調し場所を変える。
相談室等※教頭 or 主幹が対応する。

暴れている

緊急放送

所持物品

防犯スプレー・ネット・刺股・その他

職員は現場に急行・事実確認

生徒・教職員に被害はあるか

被害なし

被害がある

警察の要請
市教委へ報告

可能な応急処置

生徒誘導・避難 (不審者から遠ざかるように)
暴漢の排除・拘束

負傷者の安全確保

警察へ引き渡す

救急車の要請

救急車両の要請

119番 司令官に聞かれること

- ・負傷者の氏名、年齢、性別
- ・何時ごろ、何をしていた
- ・どのようになったのか
- ・現在の状況
- ・緊急車両の誘導者と到着場所

救急車に同乗

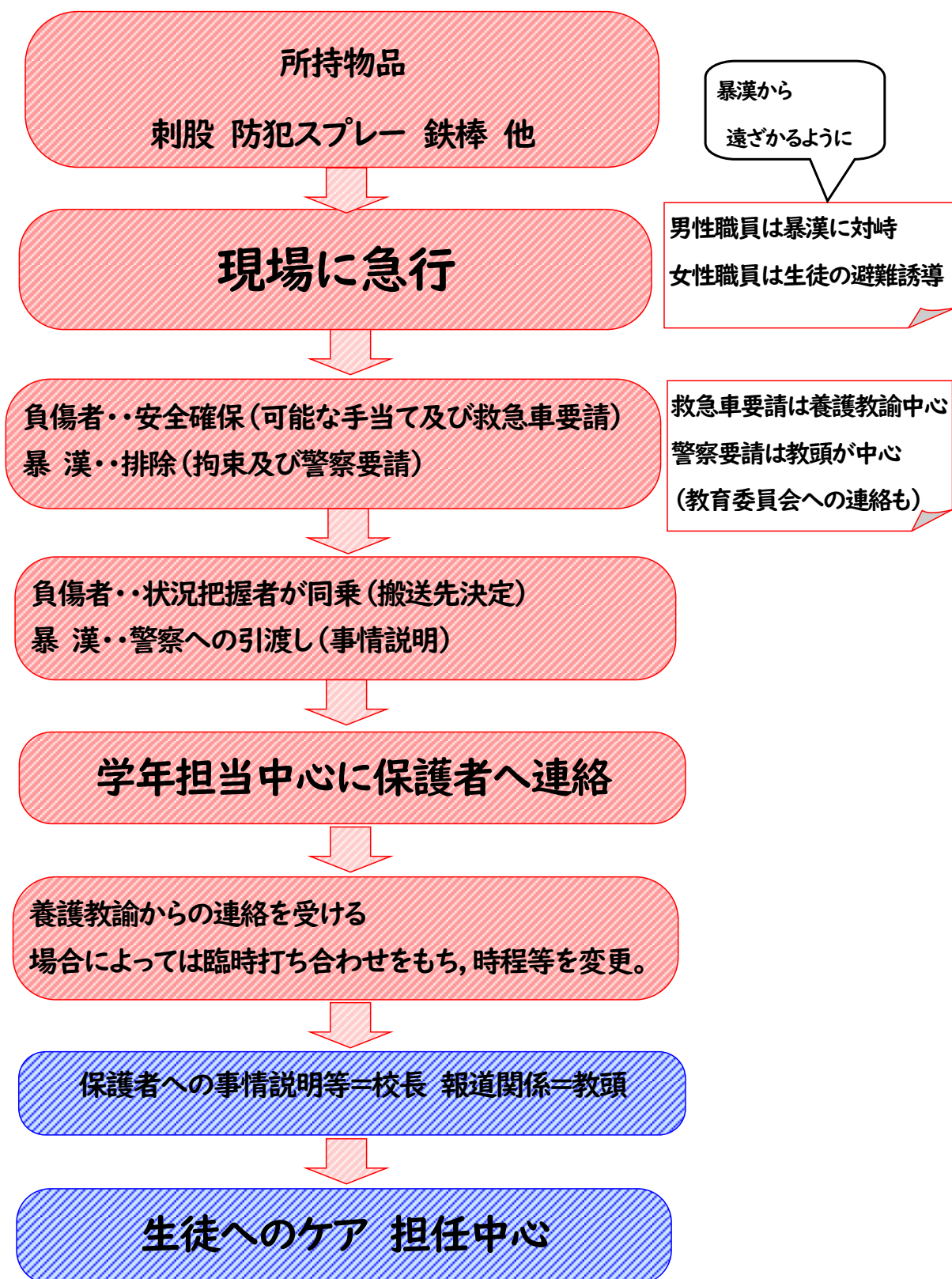
付き添い看護者は学校へ連絡

学年担当保護者へ連絡

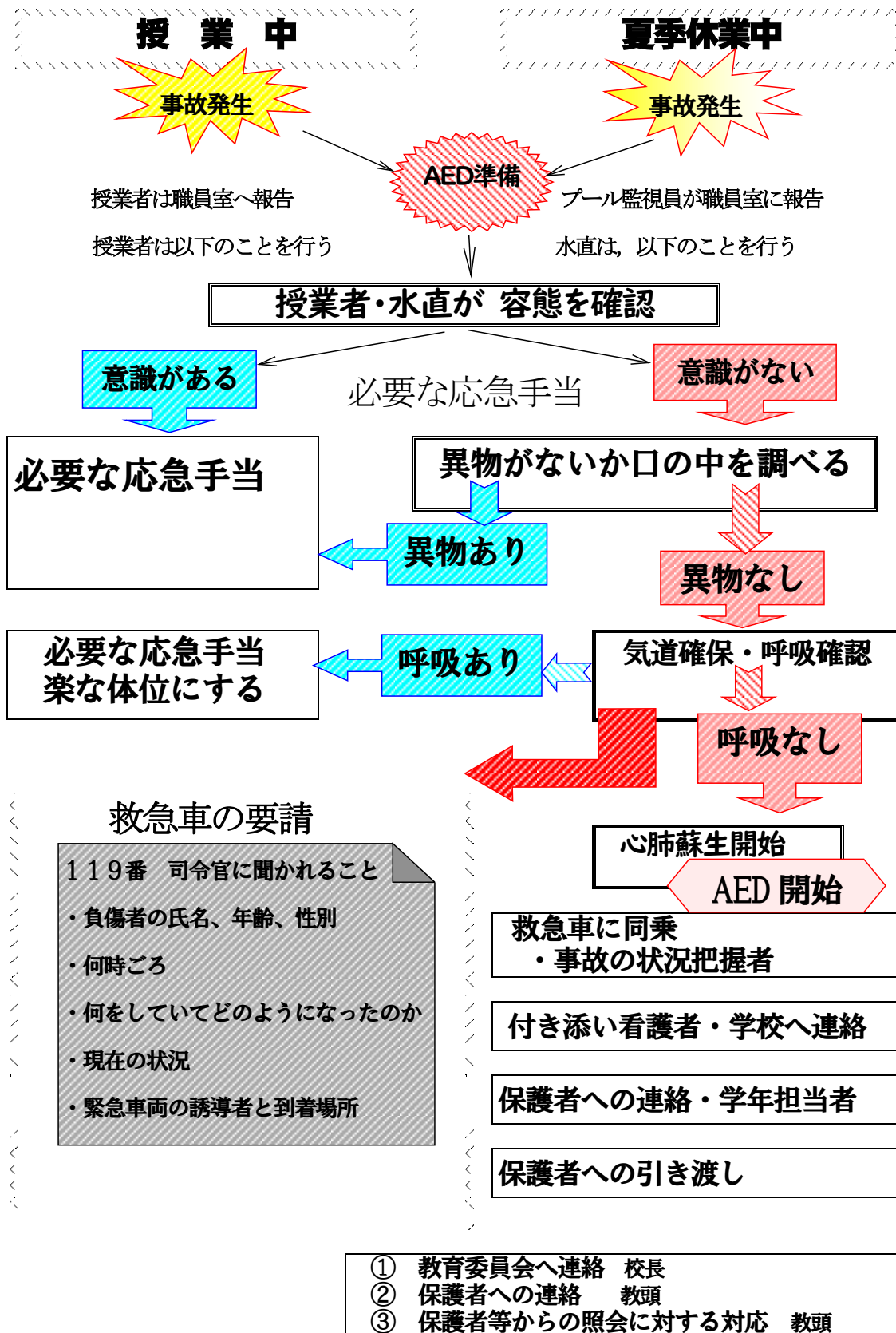
生徒を保護者へ引き渡す

不審者乱入時

生徒の安全を最優先



プール事故発生時の対応



プール事故発生時

生徒の安全を最優先

現場の状況を職員室に知らせる・・・授業者・水直
授業者・・・心肺蘇生開始

授業者は、
通信手段に携帯電話等を所

AED
呼吸なし AED開始

授業者 AED開始

救急車の要請
救急車同乗

教頭及び主幹の仕事
・救急車要請
・搬送先の確認
・救急車同乗教諭との連絡
・生徒の容態を学年に伝える

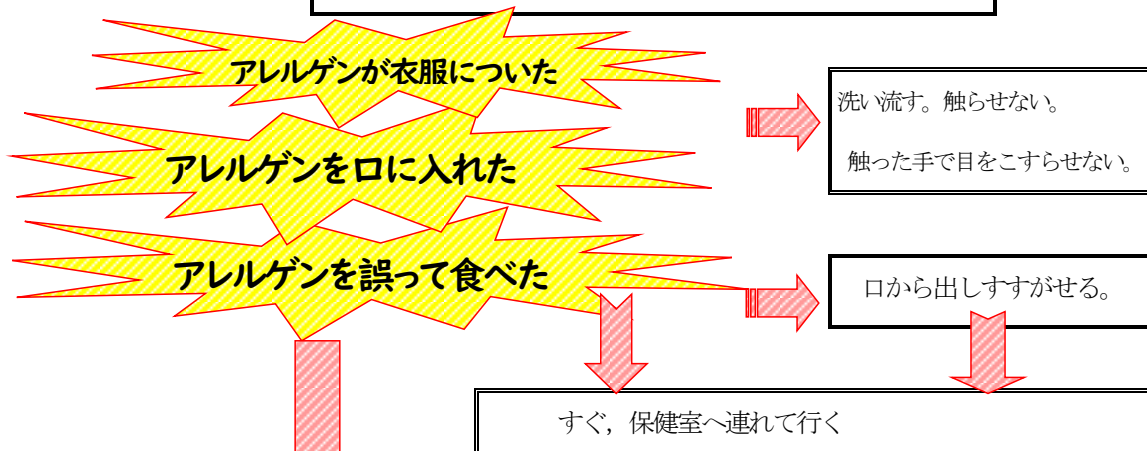
学年担当が保護者に連絡

保護者へ引き渡し

教育委員会への連絡
保護者等からの照会に対応

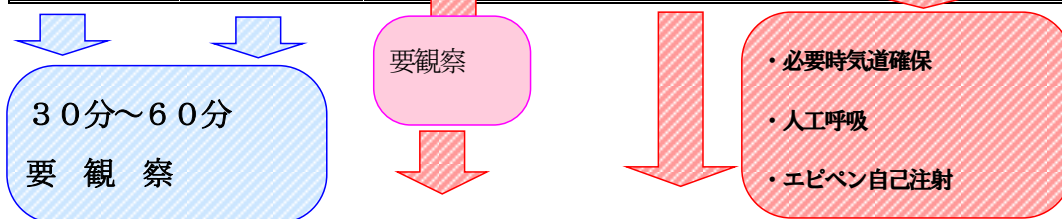
教育委員会への連絡 校長
報道関係に対しての窓口 教頭
保護者の照会に対する対応 教頭

食物アレルギー発症時の対応



症状を観察

・発症が見られず、落ち着いている。	・元気がない。	アナフィラキシーの疑いがある		
		じんましん・喘息の症状あり	【初めて発症】 アナフィラキシーの疑いあり。	【アレルギー調査済生徒】 アナフィラキシーの既往のある生徒である。エピペンが処方されている生徒である。



学級担任が保護者へ連絡
 予断や推測を交えない。事実をしっかりと伝える。
 病院へ搬送の場合、指定の病院を確認する。

医療機関へ搬送
 救急車の要請 養護教諭
 教育委員会へ報告 教頭

搬送先を保護者に伝える。

エピペン使用の場合の重要項目
 アナフィラキシーが現れたとき、必ず使用する。
 この時、次のことを必ず行う。
 ①症状をメモ
 ②エピペン使用の時間をメモ
 ③使用後は必ず救急車を呼ぶ

119番 司令官に聞かれること

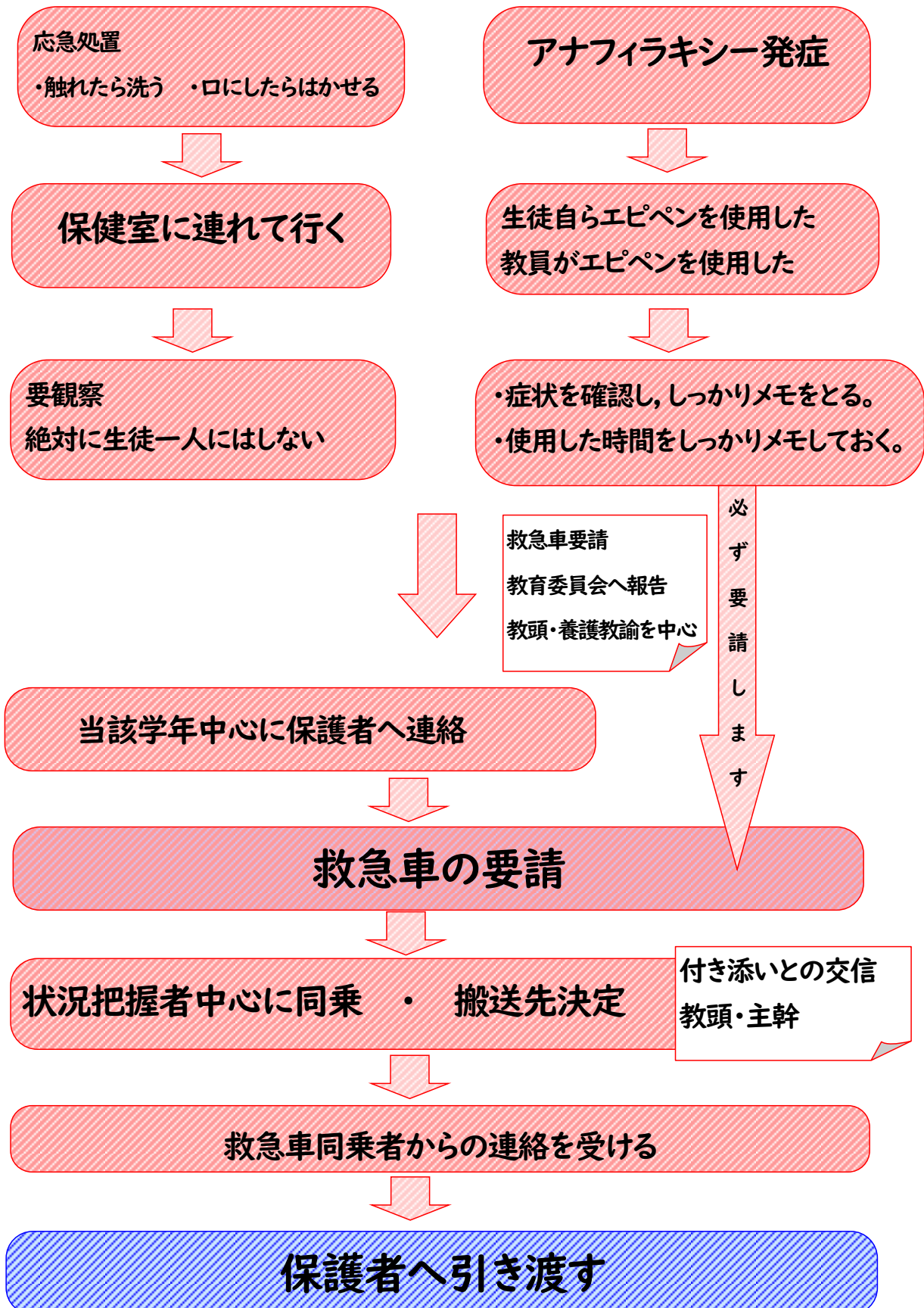
- ・負傷者の氏名、年齢、性別
- ・何時ごろ
- ・何をしていたのようになったのか
- ・現在の状況
- ・緊急車両の誘導者と到着場所

・原因となるアレルギーや状況を正確に伝える。
 ・既往などについて分かる資料を持参する。
 ・エピペン使用を医師に伝える。

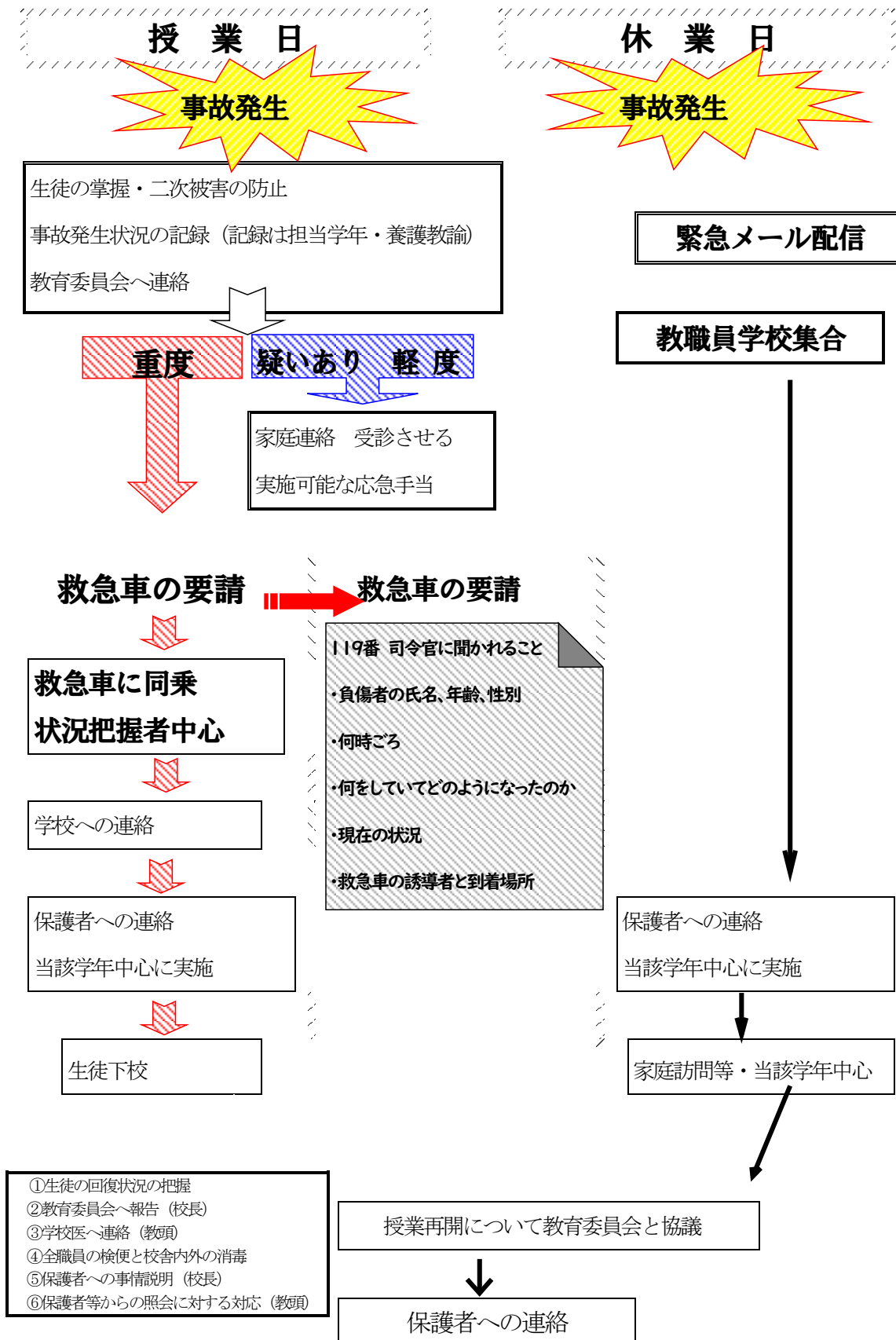
保護者へ引き渡す

- | | |
|-------------------|----|
| ① 生徒の被害状況の把握 | 養教 |
| ② 教育委員会へ報告 | 校長 |
| ③ 保護者等からの照会に対する対応 | 教頭 |

食物アレルギー（アナフィラキシー）発症時



感染症・食中毒の発生時の対応



感染症・食中毒発生時

生徒の安全を最優先

生徒の掌握・二次被害の防止 担任から養護教諭へ

事故発生状況の記録 担当学年・養護教諭

記録

担当学年・養護教諭

救急車要請

事故発生状況の記録必要 教頭・養護教諭

救急車要請

教育委員会へ報告

学校医へ連絡

状況把握者中心に同乗

搬送先決定

付き添いとの交信

教頭・主幹

学年担当中心に保護者へ連絡

一般生徒の健康状態を再度確認 担任中心

救急車同乗者からの連絡を受ける
場合によっては臨時打ち合わせをもち、時程等を変更

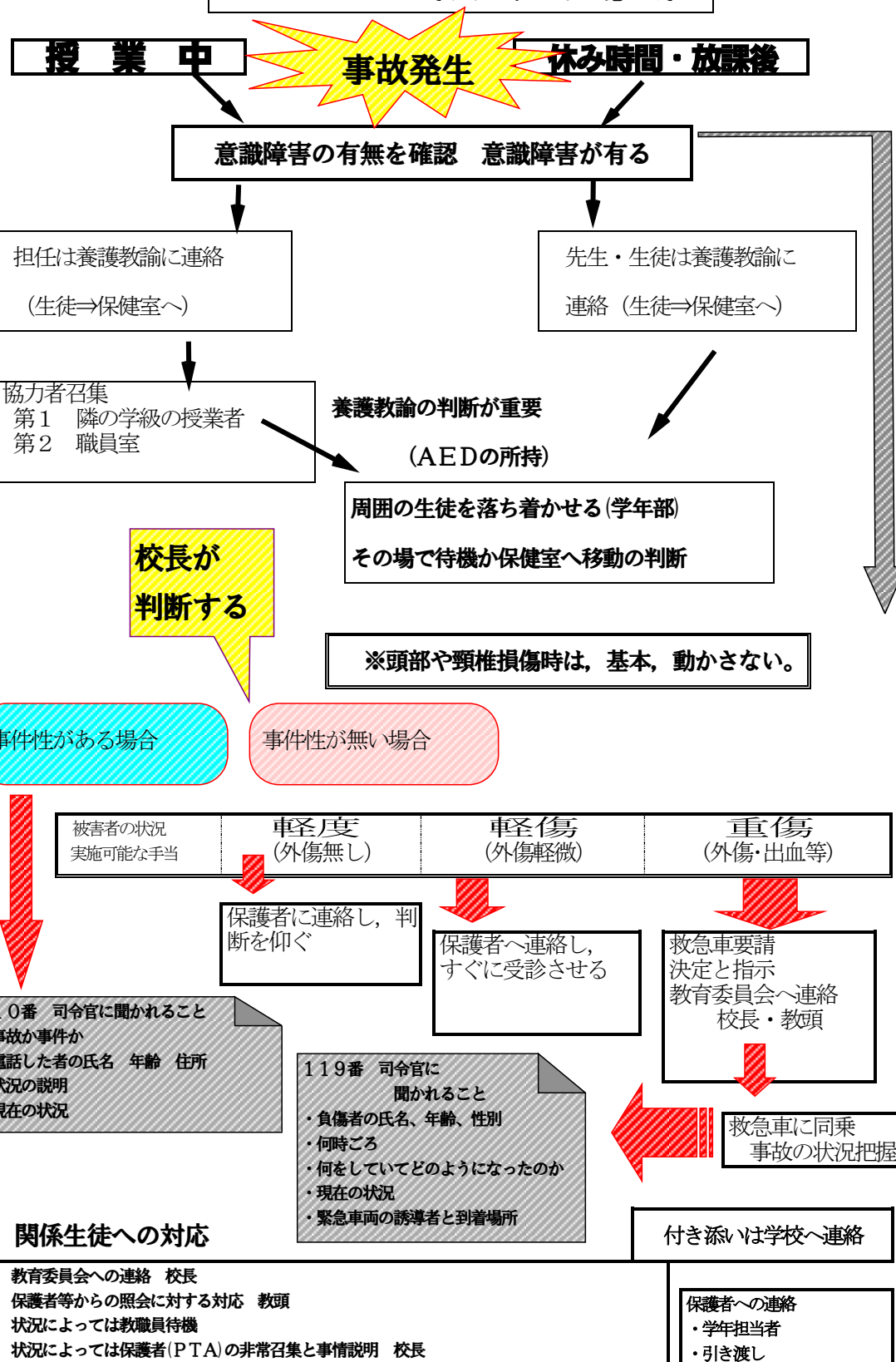
臨時打ち合わせ

校長・教頭判断

保護者への事情説明等 校長

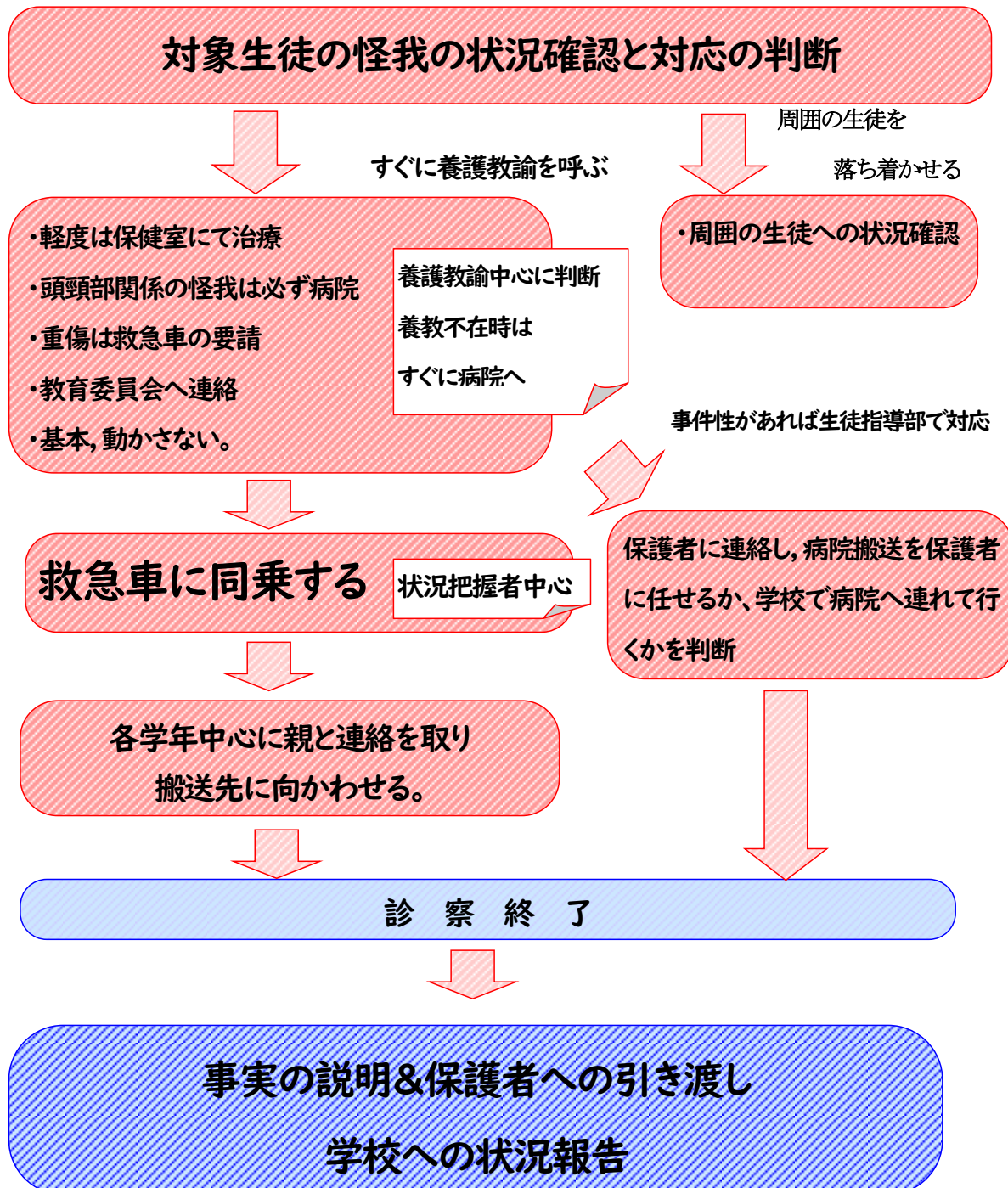
頭頸部のけが・熱中症発生時の対応

WBGT28以上は原則「外の活動」は禁止

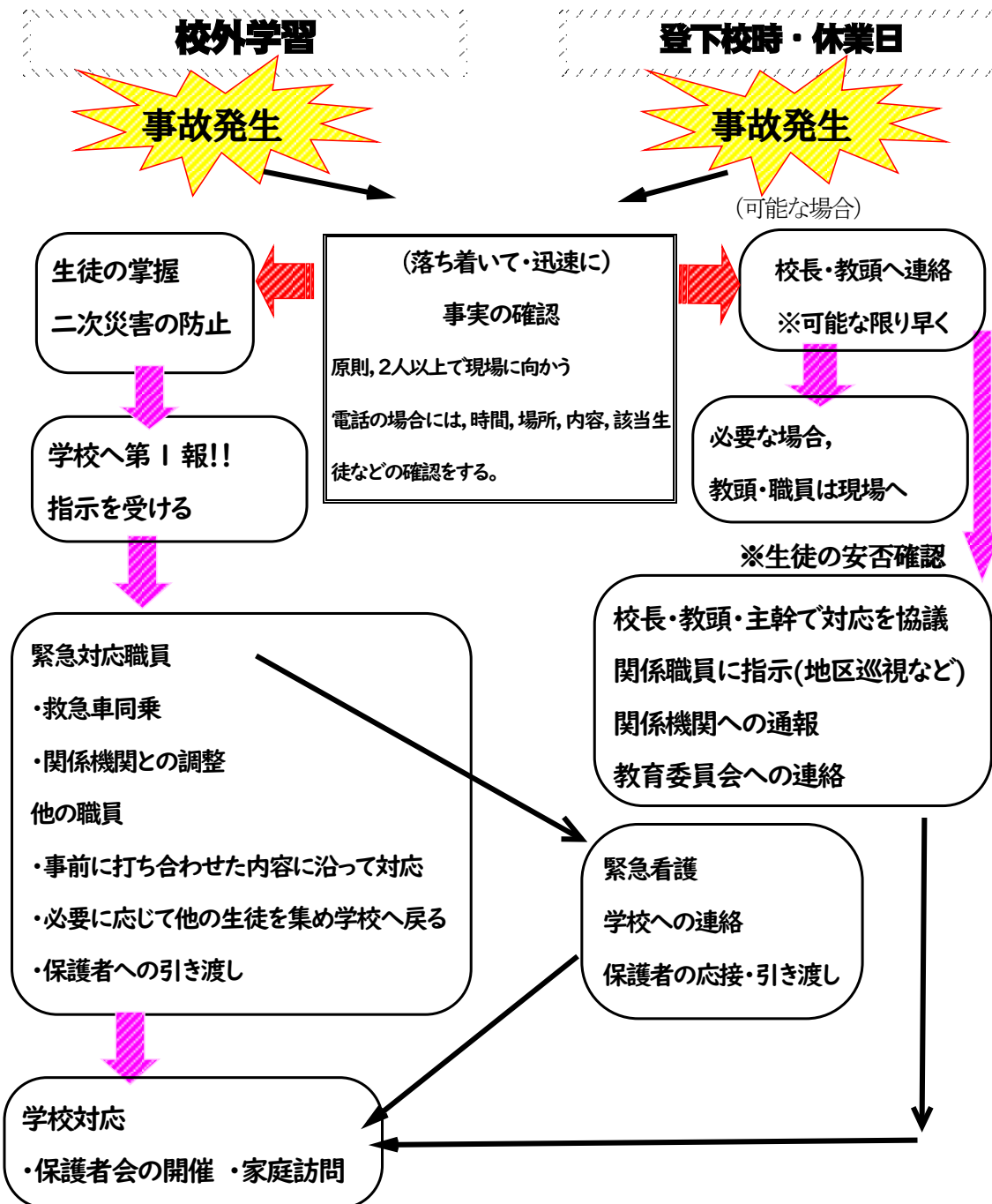


頭頸部のけが・熱中症発生時

すぐに立たせず、意識障害の有無を確認



校外での事故発生時の対応



- ① 教育委員会への報告 校長
- ② 現場での対応の指示 校長・教頭
- ③ 現場の確認・発生状況等の整理 校長・指示された職員
- ④ 状況によっては保護者(P T A)の照会に対すると事情説明 校長・教頭
- ⑤ 状況によっては職員の家族への連絡 校長・教頭

校外での事故発生

状況確認と対応の判断

校外学習

生徒掌握・応急対応
(手当・救急車要請)

学校に連絡

緊急対応
関係機関の対応
(救急車同乗)

緊急看護・学校連絡

事前に打ち合わせた内容に沿って対応
生徒を安全に連れ帰る
保護者への引き渡し

登下校時・休業日

校長・教頭・主幹に報告
なるべく早く・事実関係

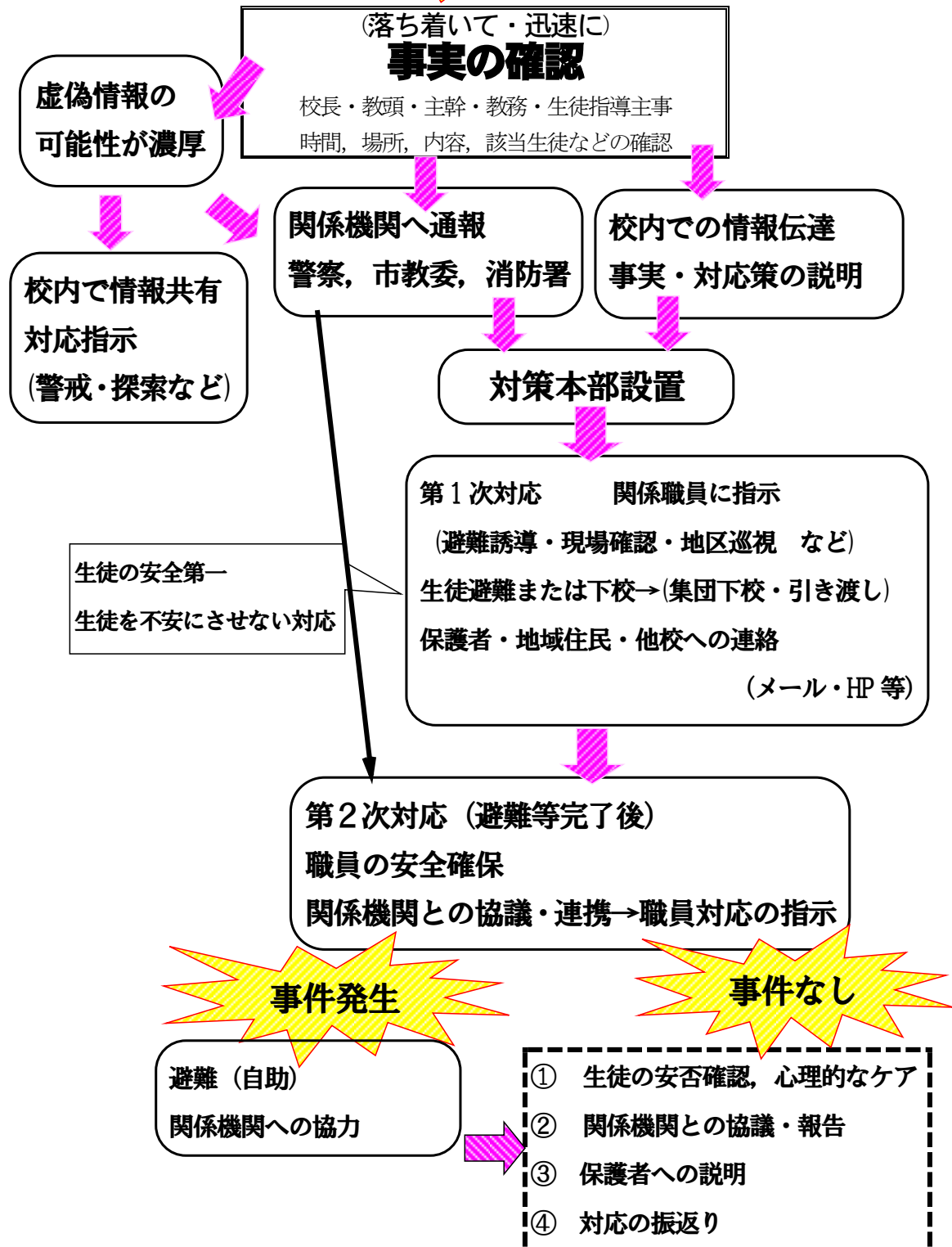
現場へ急行

校長・教頭で対応協議
職員への対応指示
関係機関への連絡

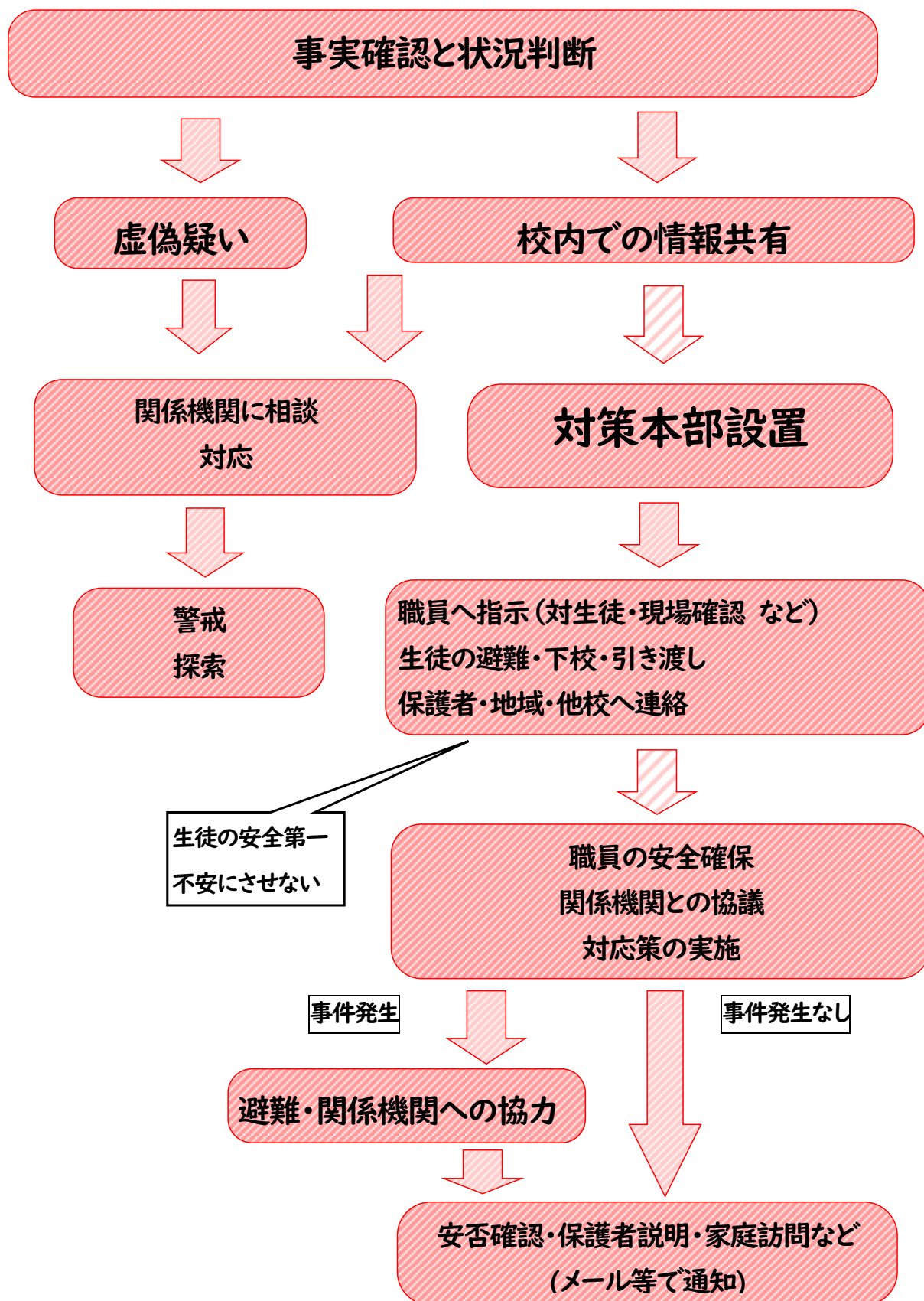
学校対応 保護者説明会・家庭訪問など

テロ・犯罪（爆破）予告時の対応

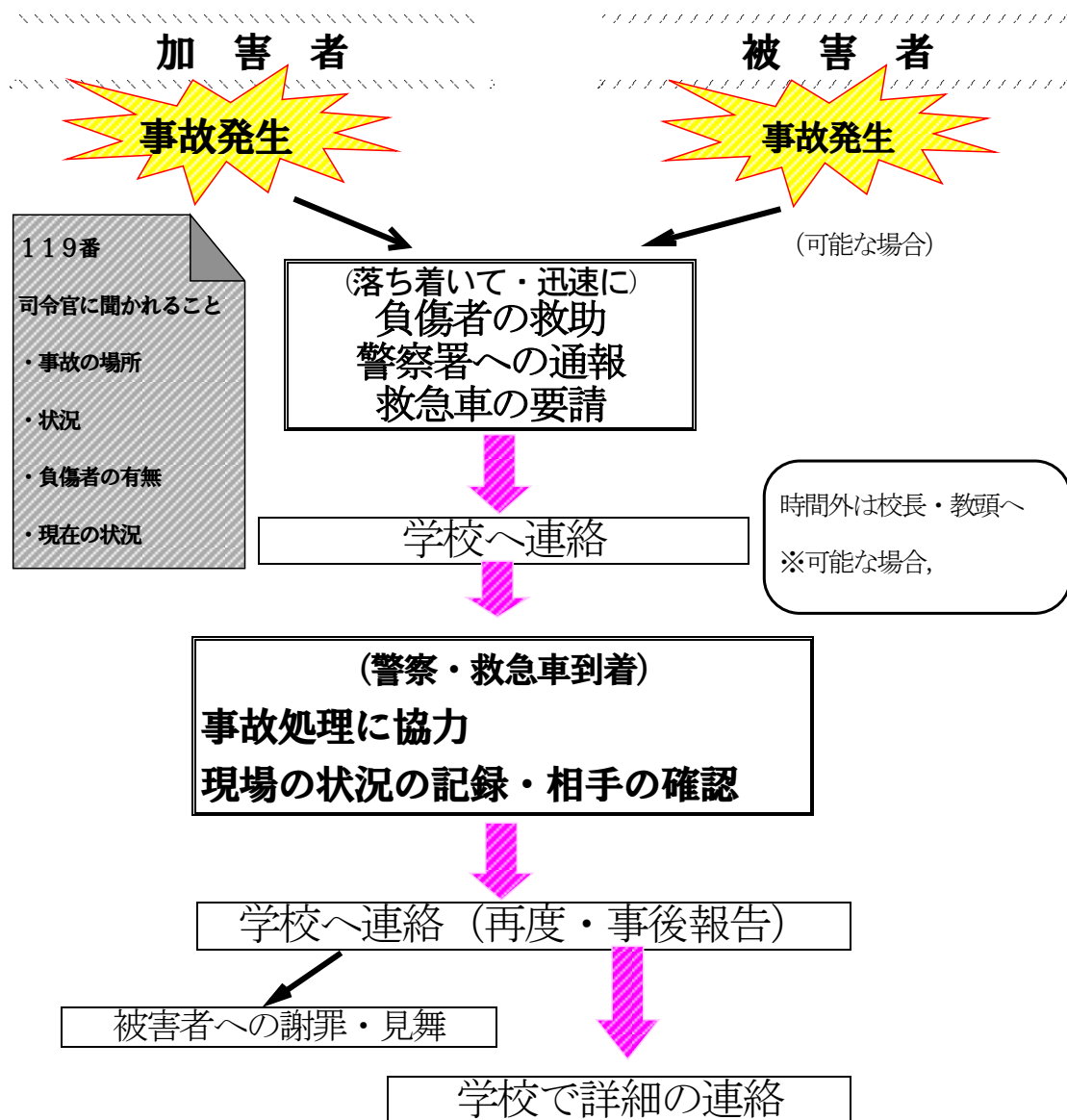
予告情報！



テロ・犯罪（爆破）予告



教職員の交通事故発生への対応



- ① 教育委員会への報告 校長
- ② 現場での対応の指示 校長・教頭
- ③ 現場の確認・発生状況等の整理 校長・指示された職員
- ④ 状況によっては保護者(PTA)の照会に対する事情説明 校長・教頭
- ⑤ 状況によっては職員の家族への連絡 校長・教頭

教職員の交通事故発生

状況確認と対応の判断



事故対応する（救助・警察・救急車）



学校に連絡（事故対応後直ちに）
※夜間・休日は校長, 教頭



事故処理・記録



学校に連絡（再度・結果報告）
※夜間・休日は校長, 教頭

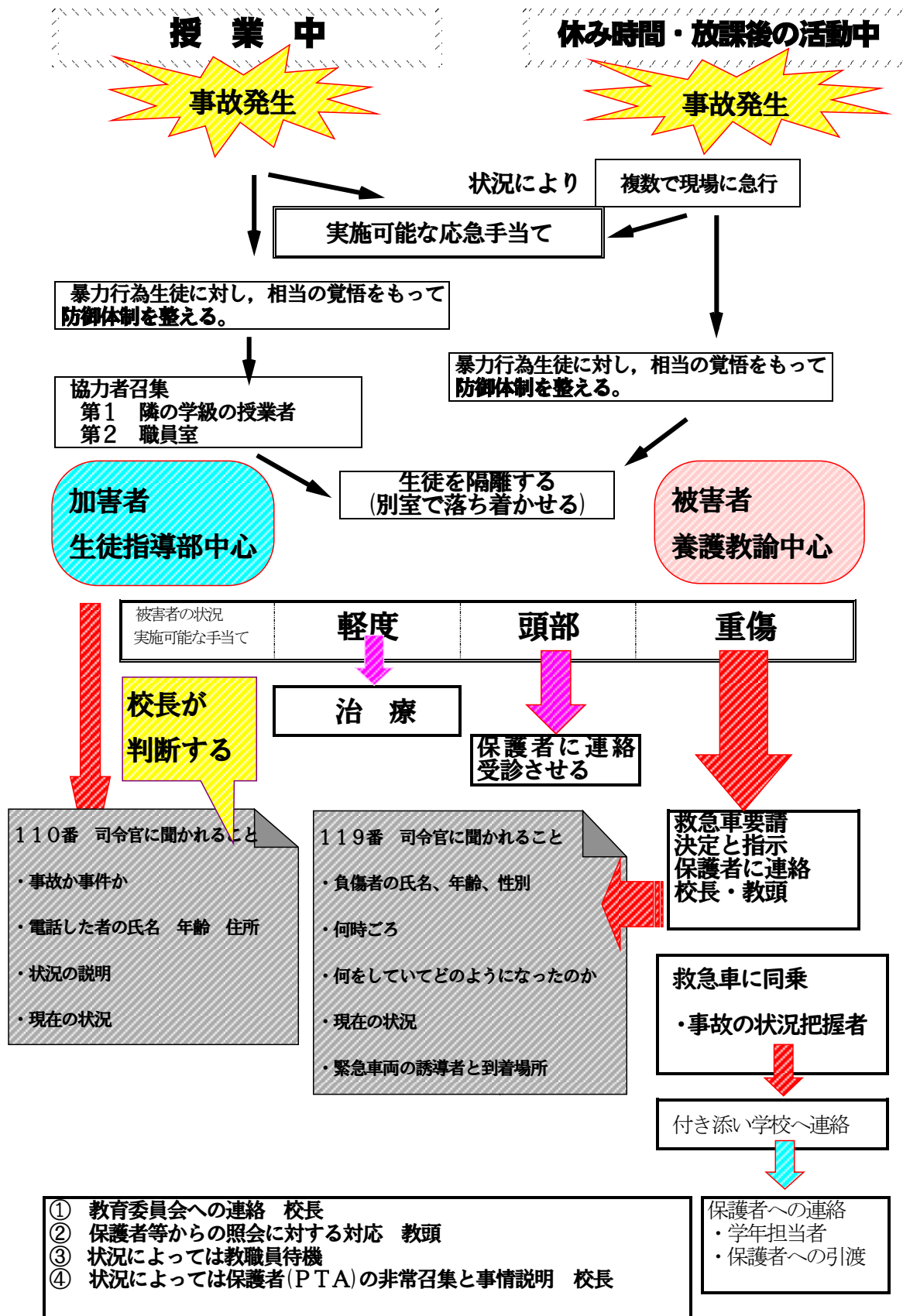


被害者への謝罪・見舞



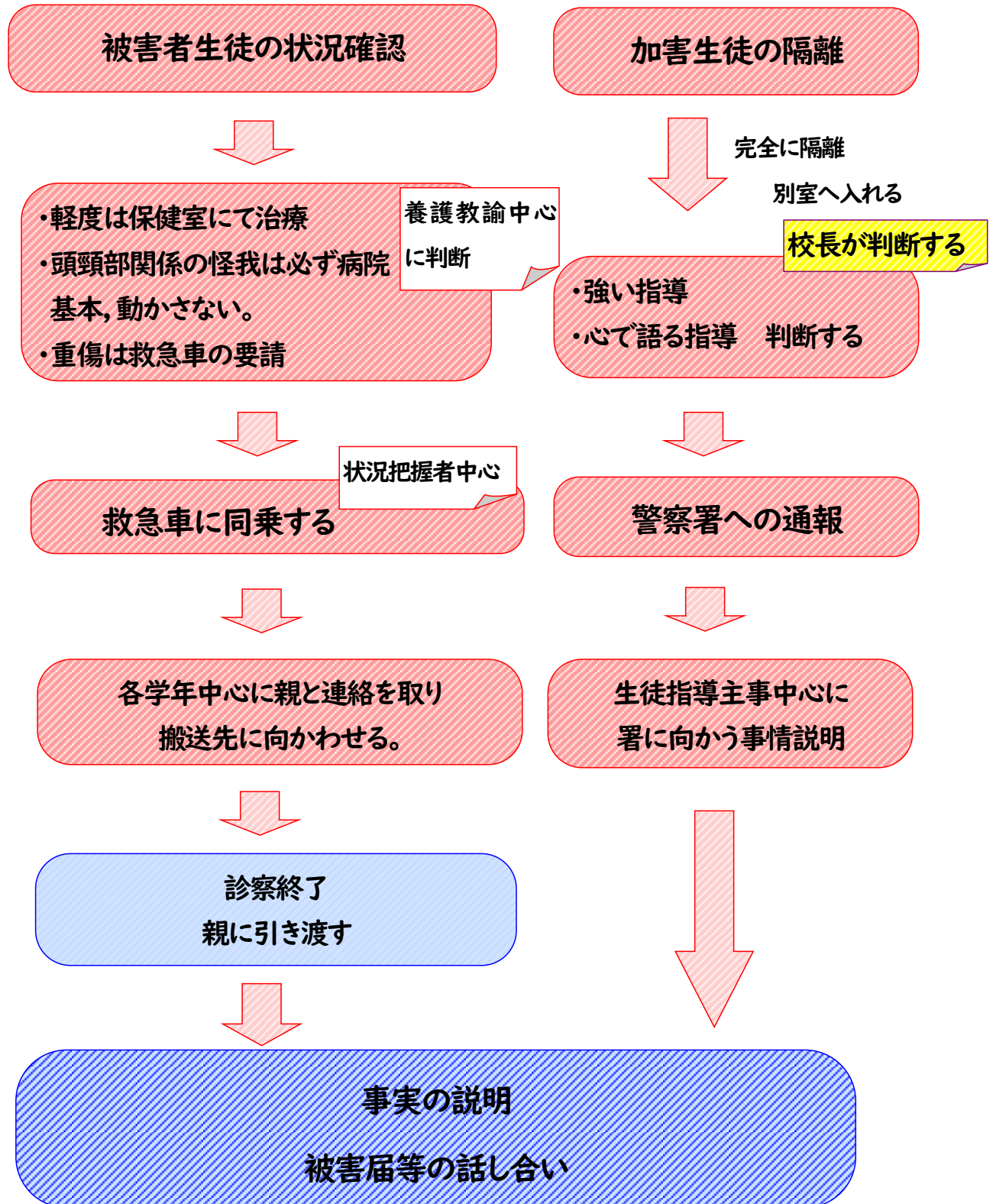
学校で詳細報告

生徒による傷害事件発生時の対応



生徒による傷害事件発生時

被害者の命を最優先



いじめ発見・発生時の対応

いじめ防止プログラムの実施

いじめ発見の方策

- ① 生徒の観察、些細な言動の確認、個人ノート等（日常）
- ② 学校生活アンケート（毎月）いじめの実態調査（年2回）
- ③ 主任者会（毎週） 職員会議（毎月）

授業中

休み時間・放課後の活動中

教師の対応

生徒からの情報

外部からの情報

事態把握と関係者の確認

いじめ対策・不登校支援担当&学年主任に報告

いじめ対策・不登校支援担当と生徒指導主事で仮判断
「ケース会議」で対応か「学年・担当」で対応か

校長(教頭)
報告

ケース会議、対応方針等を確認する

学年・担当で対応方針の確認

目に見える攻撃

暴力・いやがらせ・からかい

水面下での攻撃

手紙の受け渡し・無視

ネット上での攻撃

誹謗中傷・名誉棄損

該当生徒の事情聴取・事実確認

被害生徒の安全を最大の優先

いじめ防止対策委員会

安心して学校生活を送ることを第一に考え、今後の指導の方向性を確認（学校いじめ防止基本方針参照）
※ 対応と決定の指示「校長（教頭）」

悪質な場合

岩沼警察書

（生活安全課）

被害・加害生徒、両者の生活の充実に向け、教師の分担内容を確実に実行する。
被害者の家庭との連携（学年主任・教頭）
被害者生徒とのかかわり（担任・心をよせている教師・SC）
加害者の家庭との連携（学年主任・担任・教頭・SSW）
加害者生徒とのかかわり（担任・心をひらける教師）

保護者への連絡 家庭訪問

保護者への引き渡し

1～2週間は生徒の近くで観察

へばりつきの覚悟で観察

3ヶ月間は注意深く見ていく

いじめ発生時

生徒からの情報

教師確認

外部からの情報



担任・学年主任

心を許されている教師

(いじめ対策・不登校支援担当・生徒指導主事)

関係生徒の事情聴取

生徒指導主事
校長・教頭・主幹
各学年生徒指導担当
当該の学年担当



ケース会議 or 学年・担当



学年担当が保護者に連絡



被害者・加害者に対応する
教師の振り分け・役割分担



保護者へ引き渡し



日常生活の要観察

不審者発生時の対応

1 在校時の対応

<不審者情報の共有>

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供を行う。

関係者以外の学校への立ち入り

不審者かどうか

正当な理由
なし

退去をもとめる

退去しない

通報する

児童生徒等の安全確保

負傷者がいるか

負傷者が
いる

手当と救急要請

いない

事後の対応や措置

○複数の教職員で対応し、不審者かどうかを見分ける。

→ 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。凶器や不審物を持っていないか。等

※正当な理由がある場合には、受付に案内し、来校者証を身に付けてもらう。

※声を掛けるなどにより、不審な言動があれば迷わず110番通報する。

○他の教職員に協力を求める。

→ 自身の安全確保のため、適当な距離をとる。原則、一人で対応しない。

○言葉や相手の言動に注意しながら、退去するように丁寧に説得する。

→ 毅然とした態度で対応し、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせない。

○退去後も監視を続ける。

→ 敷地外に退去したことを見届ける、昇降口等の施設、警察や教育委員会への連絡
地区内のパトロール、近隣学校等への情報提供 等

○警察（110番）への通報、教育委員会への緊急連絡及び支援要請

○校内への緊急連絡、児童生徒等を避難させるかの判断（避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言による緊急放送を行う）

○事故等の状況及び情報を正確に把握・整理する。

○対応や措置を迅速かつ的確に判断し、職員及び関係者で機能的に行う。

※不審者の確保は警察に任せ、警察が到着するまで安全確保を優先する。

○防御（暴力の抑止と被害の防止）する

→ 児童生徒等から注意をそらせ、不審者を児童生徒等に近づけない。

※さすまた、机・いす、消火器、防犯ブザー 等

○不審者を隔離する（別室に案内する）

→ 児童生徒等から遠い場所に案内（隔離）する、複数の教職員で対応する、案内する際は安全を確保して不審者の行動が見える距離をとる、別室では不審者と職員は安全が保てる距離を確保する、出口の扉は開放しておく 等

○児童生徒等の安否確認及び避難誘導

→ 安否確認を行い、児童生徒等を落ち着かせ安全に避難誘導する。不審者と接触するおそれがある場合は、教室等で待機させる。

○応急手当、救急車（119番）の要請

→ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行い、速やかに救急車を要請する。

○事故等の概要を整理

○状況に応じた児童生徒等の心のケア

○保護者等への説明

○報告書の作成、災害共済給付等の請求

○教育再開の準備及び事故等の再発防止対策の実施

不審者発生時の対応

2 登下校時の対応

